

学生寮規程

- 第1条 この規程は、学生寮に関する必要な事項を定める。
- 第2条 関西学院学生寮は成全寮、静修寮、啓明寮、清風寮、聖和寮及び創新寮の6寮からなる。但し、創新寮に関する必要な事項は別に定める「創新寮規程」による。
- 第3条 本学生寮は関西学院大学学生生活動支援機構レジデンスセンターの所管に属し、本大学学生を入寮させる。ただし、聖和寮については、関西学院短期大学生の入寮も可能とする。
- 第4条 本学生寮は各寮に寮監を置く。寮監は寮生の生活全般について配慮し、寮生を指導・助言する。
- 第5条 本学生寮は各寮に寮父若しくは寮母又は管理人を置く。
- 2 寮父及び寮母は寮生の日常生活諸般の事項について親しく配慮する。
 - 3 管理人は寮の管理及び清掃業務等を行う。
- 第6条 本学生寮は建学の精神であるキリスト教主義に則り、寮生互いに協力して自治の美風を発揮するように営まれねばならない。
- 2 前項を実現するために、本学生寮には寮生が選出する寮長及び委員を置き、寮長及び委員は円滑な寮運営に努めるものとする。
- 第7条 寮生は各寮が実施する礼拝及び行事に参加しなければならない。
- 第8条 入寮しようとする者は、所定の入寮願を定められた期日までにレジデンスセンター長に提出するものとする。
- 第9条 入寮選考は、レジデンスセンター長が任命した教職員による入寮選考委員会が必要に応じ寮生の意見を徴し選考を行い、レジデンスセンター長が決定する。入寮選考委員については別に定める。
- 第10条 退寮しようとする者は、退寮願を寮監を通じレジデンスセンター長に提出し、レジデンスセンター長は寮監と合議の上、これを退寮させることができる。
- 第11条 本規程に反し、義務を怠る者あるときは、レジデンスセンター長は寮監と合議の上、これを退寮させることができる。
- 第12条 保健館長が保健衛生上の理由から退寮を必要と認めた者あるときは、レジデンスセンター長は寮監と合議の上、これを退寮させなければならない。
- 第13条 入寮は学年始、退寮は学年末とする。ただし、欠員がある場合の補欠入寮及びや

むを得ない理由による退寮はこの限りでない。

第14条 寮生は外泊しようとするときは、あらかじめ各寮の規則に則り、所定の手続きを経なければならない。

第15条 寮生は外来者を宿泊させることはできない。ただし、やむをえない事情のある場合には、各寮の規則に則り、所定の手続きを経なければならない。

第16条 健康を維持し、良き共同生活を送るために、寮生は起床・就寝等について規則正しい生活を送らねばならない。

第17条 寮生は毎年度、大学が定期に実施する健康診断を受けなければならない。

第18条 寮費は別にこれを定めるものとする。

2 寮費の変更は各寮長の意見を徴した上、レジデンスセンター委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

第19条 光熱水費雑費等は各寮毎月実費計算によって寮生で分担するものとする。

第20条 寮生は寮費及び光熱水費雑費等を所定の期日までに納付しなければならない。

第21条 寮生には食事を提供するものとする。

第22条 この規程に関する事務は、学生活動支援機構事務部が行う。

第23条 この規程の改廃は各寮長の意見を徴した上、レジデンスセンター委員会の議を経て、大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、寄宿舎舎則を廃止する。
- 3 この規程は、2024年（令和6年）10月1日から改正施行する。